

平成 26 年度 荊田町教育委員会自己点検・評価に対する外部評価委員会の所見

平成 27 年 9 月 28 日

荊田町教育委員会外部評価委員

委員長 高城 実

委員 木山 徹哉

委員 亀田 清美

平成 26 年度の荊田町教育委員会活動を同委員会が自己点検・評価をおこなった内容に対して、外部評価委員会は 2 回に亘る委員会において慎重に審議した結果、以下のように所見を述べる。

1. 外部評価の意義、並びに荊田町教育委員会点検・評価の方法

『地方教育行政の組織および運営に関する法律』の一部改正（平成 20 年 4 月施行）により、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、報告書を作成し、議会に提出するとともに、情報公開の一環として広く市町村住民に公開することにより、住民に対してアカウントビリティを果たすことが求められることとなった。

荊田町教育委員会の点検・評価及び外部評価は今回で 7 年目となる。今年度の点検・評価及び外部評価の内容・方法は前年度までとほぼ同様に、平成 26 年度の教育委員会活動を、Ⅰ. 教育委員会の活動、Ⅱ. 教育委員会が管理・執行する事務、Ⅲ. 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務、の 3 点から教育委員会の活動の進捗・達成状況等について点検・評価を実施している。

各評価項目（取組）に対する点検・評価並びに外部評価にあたっては、「Ⅰ. 教育委員会の活動」及び「Ⅱ. 教育委員会が管理・執行する事務」については、教育委員会が自己点検・評価した各取組（項目）の内容について外部評価委員がそれを確認して以下の所見で総合的評価を記載する形を採っている。一方、「Ⅲ. 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」については、各取組（項目）の「有効性」、「効率性」、「達成度」及びそれら 3 つの「総合」、合わせて 4 つの観点を設定されている。そして、「有効性」の観点からは「A.有効である」

「B.おおむね有効である」「C.あまり有効でない」、また「効率性」の観点からは「A.実施できている」「B.おおむね実施できている」「C.実施できていない」、「達成度」の観点からは「A.期待を上回る」「B.おおむね期待通り」「C.期待を下回る」、最後に「総合評価」として「A.B.C.」の、それぞれ評価判断基準を設けた。この評価方法による各項目の点検・評価の結果について、外部評価委員会は、2回に亙るヒヤリングにおいて各担当部署に具体的な説明を求め、その質疑応答の内容のなかでポイントなる点を別紙評価シートにできる限り簡潔に記載するとともに、以下において主な取組の成果や課題について外部評価委員会の所見を述べている。

なお、点検・評価の内容・方法については、点検・評価の指標を第4次荇田町総合計画の「未来を拓く人づくり」に示された各施策に対応させている点で妥当であると考え。また、昨年度を継承して今回の外部評価委員会も計画的に2回の委員会を実施した。さらに、同じく昨年度を継承して外部評価委員3名によって構成したことも記しておく。

2. 「教育委員会の活動」に関する所見

(1) 荇田町教育委員会の組織

荇田町教育委員会は教育委員5名構成されている。5名の委員は、元小学校校長、保護者代表、元民間企業職員、歯科医師、元県教委職員であり、性別は男性3名、女性2名となっており、組織としてバランスのとれた構成である。

(2) 荇田町教育委員会会議の運営、公開等

①教育委員会の会議運営等について

年間定例会12回、適切に開催され、教育委員会が管理・執行する事務に関わる重要事項について審議が行われていると認められる。また、条例・規則、規程の改正等について審議するため臨時会が3回開催されている。

教育委員会の活動が、いっそう学校と密接な連携の下で進められるよう、移動教育委員会を可能な限り経常的に開催することを検討していただきたい。また、不登校等子どもの問題に対しては、定例の会議において継続的かつ詳細な状況把握及び協議を重ね、緊急に対応すべき案件については臨時会議等で迅速に対応することが望まれる。

②教育委員会の会議の公開等に関すること

昨年同様開催告示及び会議結果についてHPへ掲載を実施し、周知を図っている。会議の傍聴者や会議録の開示請求は昨年度もなかったが、今後教育委員会が法的制度的に改革される方向にあることから、荇田町の教育委員会の動向については、努めて情報公開を進

めていただきたい。

③教育委員の自己研鑽、並びに学校等教育施設に対する支援等に関すること

教育委員の自己研鑽のための研修会への参加や、学校等教育施設への訪問等は実施されている。教育委員のそれぞれの事情を考えれば全員が一律に研修や訪問等を行うことは困難であろうが、研修及び学校等の訪問による経常的な教育状況の把握は、教育現場との密接な連携づくりにとって重要と考えられるため、今後も目的を明確にした研修や訪問に努力されたい。

3. 「教育委員会が管理・執行する事務」に関する所見

(1) 「教育行政の運営に関する基本方針を定めること」について

平成 26 年度の小中学校重点施策の審議・策定を行い、各学校に周知している。この重点施策が、学校評価を実施する際の基準項目になることが推察されるが、この点について明確にされていない。26 年度の重点施策が、各学校にいかに受けとめられ実践され、そして成果と課題を検証したか、今後の自己点検・評価において明確に示していただきたい。

(2) 「教育委員会の所管に属する各種委員会の委員等の任命又は委嘱に関すること」について

平成 27 年度から、荻田町心身障害児就学指導委員会が平成 27 年 3 月に教育支援委員会に名称変更されている。名称変更が機能するのは平成 27 年 4 月からとなる。

学校給食運営委員会について、平成 25 年度までは開かれていないが、平成 26 年度は開催されており、この委員会は学校や保護者の意見を反映する貴重な場となっており、アレルギーや給食費滞納の問題、適切な対応が求められる件について情報交換及び協議するためにも定期的な開催が望ましい。

4. 「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」に関する所見

ここでは、教育委員会活動の「Ⅲ. 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」の点検・評価に対する外部評価委員会の所見を述べる。既述のように、昨年度に引き続き、教育委員会は、「第 4 次荻田町総合計画」の「未来を拓く人づくり」に示された基本事業及びその事業達成に向けた取組に対して自己点検・評価を行った。「未来を拓く人づくり」は「学校教育の充実」と「生涯学習の充実と文化の振興」の二つに大別されている。

「学校教育の充実」は、その基本事業として「確かな学力とたくましい心身の育成」、「地域に根ざし世界に通じる国際人の育成」、「強いパートナーシップで結ばれた学校・家庭・地域の連携の推進」、「教育相談体制の充実」、「教育環境の整備」の5つが示されており、これらの基本事業にはそれぞれ複数の「目標」と、各「目標」ごとに「中項目」さらに「小項目」が設定されている。「生涯学習の充実と文化の振興」もその基本事業として「生涯学習施設の整備」、「学習機会の充実」、「青少年の健全育成」、「図書館サービスの充実」、「スポーツ活動の充実」、「芸術・文化活動の充実」、「文化財の保護・継承」の7つが示されており、「学校教育の充実」とほぼ同様にこれら基本事業のもとに「大項目」「中項目」「小項目」が設定されている。

以下においては、各基本事業及びその達成に向けた取組に対して実施した外部評価のなかで、特に重要と思われる事項について述べる。そこでふれることができなかった各項目の成果及び課題の主なものについては、別紙シートの「外部評価コメント」欄を参照されたい。

(1) 学校教育の充実

(1) 確かな学力とたくましい心身の育成

この基本事業の達成目標として、「効果的で特色ある教育内容の充実」、「生きる力の育成」、「教師の資質・指導力の向上」、「小中一貫教育のシステムづくり」、「個に応じた支援」、「学校評価のシステムづくりと効果的運用」の6つを設定している。

① 「効果的で特色ある教育内容の充実」では、小・中学校の34人以下学級編成の実現、専科教員等効果的な教員配置、ICT環境の整備の取組が実施されている。全体的には良好な事業成果が継続的に達成されていると判断する。

i) 昨年度の外部評価に対応して、兼務指導教員の配置を工夫していることが認められる。具体的には、数学免許保有教員をTTとして配置し、小中連携を進めていることなどが評価に値する。今後、学校づくり調査研究の調査結果の明示と、それに対応する実践の展開を期待する。講師等の資質向上のシステムづくりについても、今後も継続的に検討を願いたい。

しかし、以下の点に課題も見出された。

ii) 小学校での専科指導教員配置については音楽専科教員配置の継続は進んでおり教育効果も確認され評価に値するが、その他の教科、理科、体育についても、人材の確保や財政的問題等の困難な課題はあるが、今後も継続して検討を願いたい。

iii) ICT環境の整備に関する取組では、電子黒板の配備やデジタル教科書の導入などが徐々に進められているが、すべての学校での有効活用が望まれる。平成26年度実施した荊中ブロックでの小中の授業の交流でのICT教育例をすべての学校に輪を広げる方策を継続的に実施

することを望む。公開授業等を今後も積極的に実施するなど、ICT 環境の整備に関して先進的に実施している自治体なども参考にしつつ、今後の導入（購入）方法や研修、あるいは活用について検討されることを期待する。

②「小中一貫教育のシステムづくり」では、小・中学校合同教科部会を中心に、小・中学校教員による授業交流の実施など活発な活動が継続されていることは評価する。また、義務教育 9 年間を見通した指導體制・方法について検討し一定の共通理解を得たことや、小中学校教員間の情報交換が継続的になされていることなど、本取組が徐々に進展していることが確認できる。しかし、昨年度の外部評価でも指摘したことであるが、この取組は大きな制度改革であるため、学校種間及び教員間のもとより、保護者等の十分な理解が必要である。何を目的とした一貫教育なのかを明確にした上で取組んでいただきたい。

③「学校評価のシステムづくりと効果的運用」については、学校関係者評価と専門家による第三者評価とが学校評価の両輪として位置づけられており、客観的な評価に基づき、かつ学校の実情を斟酌した改善支援が一定程度行われていると判断する。ただし、前記二つの評価の目的、関連、及び評価結果の活用等を明確化する必要がある。

(2)地域に根ざし世界に通じる国際人の育成

この基本事業では、「英語教育の充実」、「国際理解教育の推進」、「地域の伝統文化体験の充実とふるさと文化理解の推進」の 3 つの目標が示されている。これら 3 つの目標は概ね達成されていると判断する。

「英語教育の充実」については、前年度の外部評価同様、小・中学校に外国語指導助手（ALT）として外国人を採用・配置していること、イングリッシュタイムの設置及び日常的実践など積極的な取組が展開されていることを高く評価するとともに、今後の継続・発展を期待する。また、小・中学校 9 年間を見通した英語教育カリキュラムが作成され、実施されようとしている。今後、実践経験について継続的に検証し教育内容・方法のいっそうの強化・充実に努力されたい。コミュニケーション能力の育成の取組として有効性が高いイングリッシュ・キャンプでは宿泊を伴い受け入れ可能人数が限定されているため、教育委員会で対応を検討し、多くの児童が町内の ALT との会話を経験する場を保障するためイングリッシュ・パーク（英語広場）の実現に努力している。平成 26 年度では、小学校 6 校に昼休み体育館に集まり、対象学年に英語だけを使った遊びを試行し、12月2日に片島小学校で全校の子供たちが集まり、イングリッシュ・パークを開催するなど、新たな展開が始まっていることは評価に値する。今後の展開に期待したい。

「地域の人材・企業・団体の積極的利用」では、企業や団体等との協力関係のもと、着実な取組が見られる。連携する団体の開拓も引き続

き行って、児童・生徒の学習機会の多様化をさらに進めることを期待したい。

(3)強いパートナーシップで結ばれた学校・家庭・地域づくりの推進

この基本事業としては、「家庭・地域の教育力を高める」、「学校・家庭・地域の連携による安全確保」、「学校運営協議会の導入」、「教育の町づくり」の4つの目標が掲げられている。

この基本事業に対しては、家庭・地域の教育力を高める取組として、「家庭学習の手引き」や「学習ノート」などを活用し、家庭に向けて発信していることが十分認められること、また、子どもの居場所づくりの取組では子供の居場所を地域社会でいかに確保するか、この課題に対して着実な取組がなされている。これらを昨年度と同様評価したい。

「学校・家庭・地域の連携による安全確保」では、昨年度に引き続き、家庭・地域で見守る安全対策として青パト巡回による下校時の「安全確保」が保たれており評価できる。

しかし、「学校運営協議会の導入」という基本事業については、その有効性や苧田町におけるあり方について検討を着実に進めていただきたい。学校支援体制の組織づくりは重要であると考え。学校支援体制の機能を果たすため、あるいは学校・家庭・地域が子どもの課題等を共有するために、既存の地域会議などの組織で十分なのか、新たな体制が必要であるなら具体的にどのような組織なのか、先進地域の経験等資料の収集と分析・検討を含め、今後議論を進めていただきたい。

「教育の町づくり」事業については、昨年度の外部評価において、次のように述べた。

苧田町教育方針の制定が未実施であり、教育の町宣言が「検討中」であるが、この取組は苧田町の教育に対する「哲学」であり「意思」であり、根幹に関わる問題である。早急に関係者の総力を挙げて策定、実施に当たっていただきたい。

この点については、次年度の「苧田町教育大綱」を踏まえ「主な教育施策」を意義あるものとし、効力のあるものとするためにも、教育改革の取組成果と課題についていっそう広く意見を求めていくことが必要である。今後の検討を期待する。

(4)教育相談体制の充実

この基本事業は、「いじめ・不登校などへの対応」という一つの目標を掲げている。

不登校の解消に向けたSSW、生徒指導担当指導主事、及び教育相談員の配置が行われ、平成23年には不登校生徒数の漸減（一昨年度24名）が成し遂げられた。しかし、平成24年から再び増加（35名）に転じ、平成25年度は（44名）に、平成26年度には55名にさらに増

加している。SSW、生徒指導担当指導主事、及び教育相談員、さらには他の社会資源（警察 OB など）との連携協力体制をさらに強化し、早期対応に努めつつ、不登校が減少しない要因を多様な視点から検討していくことが望まれる。

(5)教育環境の整備

この基本事業では、「校舎修繕改修」と「通学路の安全確保」の二つの目標を示されている。校舎修繕改修については、子どもや教職員の安全確保のため、今後も継続的に、かつ計画的に事業を推進していただきたい。また通学路の安全確保では、通学路の安全総点検や危険箇所の洗い出しと各場所の安全検証と対応策が的確になされており、改善の取組が着実に実施されていると判断する。

(2)生涯学習の充実と文化の振興

(1)生涯学習施設の整備

本事業は「施設の計画的維持管理」と「新規施設の整備」の二つの大項目から成る。前者については、住民の学習活動に寄与するための施設の維持管理が計画的になされていると判断する。しかし後者の事業における宿泊体験施設の整備に関しては、昨年度外部評価において、「費用対効果だけを理由とする方向転換では説明責任を果たしていない。これまでのこの取組に関わって実施した調査・検討内容をまとめ情報を公開すべきであり、そうした手続きを踏んだ上で今後の方向を検討していただきたい。」ことを申し述べた。有効性「A」の取組として位置づけているのであるから、「凍結」するのであればやはり基本的な説明が必要となる。自然環境を生かした体験型学習施設という考え方自体については、どのような考えか、明確に示していただきたい。

(2)学習機会の充実

この基本事業では、「学習機会の充実」と「知識や経験を生かす環境の整備」の二つの大項目が示されている。前者における高齢者や女性、あるいは青少年および子どもまで広く対応する取組がなされている。各種講座や教室の運営は、公民館運営審議会において町民の受講ニーズ等を考慮しながら継続的かつ着実に実践されていることが認められる。今後は、高齢者や子育て世代がいままで以上に参加できるような工夫（例えば、各地区の公民館での開催や出前講座など）も検討されたい。

後者の取組については、「公民館まつりの開催」、「住民主体への学習環境づくりと人材育成の推進」、及び「公民館貸出」が示されている。

これらの取組の趣旨は、町民が与えられた講座等の学習機会を受動的にこなすだけでなく、そこで学習した成果を今度は町民たち自身で定着させ拡充していくことをいかに保障するか、という点にある。この意味で、公民館まつりの開催については好評であり継続を期待するが、「自主活動グループの支援」や「学習で得た経験を生かし活動できる環境の整備」については、この取組の有効性の再確認と、推進のために必要な手立てを再検討していただきたい。

(3)青少年の健全育成

この基本事業も「非行防止活動の推進」と「体験学習活動の充実」の二つの大項目が設定されている。前者については、昨年度同様、下校時見守り活動、補導活動、防犯教室、有害図書の調査、パトロールなど多くの措置が採られ、着実な活動とその効果が認められる。後者については、通学合宿については町内でできていなかった苅田小学校区が実施でき町内すべての小学校区で実施できたことの意義は大きい。事業の有効性に鑑みて、今後の継続・発展のための宿泊施設並びに人材確保について検討をお願いしたい。

(4)図書館サービスの充実

「誰でも読書に親しめる環境づくりや、図書資料の充実、利便性」を実現するために、利用しやすい環境づくりの一環で試みられた開館時間の延長や、移動図書館の利用促進として実施された保育園・学校等への巡回貸出の充実については、幼少期の読書習慣づくりは重要であるので保育期間との連携によって継続発展を期待する。さらにはお話し会やリーフレットづくりなど、着実な取組がなされていると判断する。しかし、利用者の拡大で、広域利用が進めば、モラルの問題が課題となるが、この点については徐々に対応策を検討して欲しい。

(5)スポーツ活動の充実

この基本事業では、「スポーツ・レクリエーションの推進」と「スポーツ施設の整備・充実」の大項目が示されている。前者の項目では、アジャタ大会やスポーツレクリエーション祭など様々な大会が開催され、「スポーツによる健康づくり」への取組が高く評価できる。ただし、地域スポーツクラブの設立支援等の取組は進んでいない。活性化にとって、町民の自主的・主体的活動が醸成されることが重要である。リーダーや指導者の育成のため努力を継続していただきたい。各種の取組が概ね着実に行われている。

(6)芸術・文化活動の充実

この基本事業は、「町民・各団体が主体の芸術・文化活動」と「町民が優れた芸術・文化に触れる機会の充実」の二つが示されている。前者については、町立文化会館使用料の減額やフェスティバル実行委への補助金交付など自主活動の支援等に取り組み、後者では指定文化財の小学生向けパンフレットの作成・配布や、学校への出前事業など、積極的な取組は高く評価できる。今後は、教育委員会と学校との連携を強化し、教材化やカリキュラム化も視野に入れていただきたい。また、後者では各種コンサートを実施して芸術文化に触れる機会を保障している。こうした取組を継続していただきたい。

(7)文化財の保護・継承

「町内に残る貴重な文化財の調査や保存」と「文化財の魅力の積極的な発信と伝統文化保存のための支援」の二つの大項目が示されている。全体的に概ね着実な活動を続けていると判断する。前者については、町内の文化財の展示の催し等をできない最大の原因となるのは苧田町に資料館はあるが博物館がないためであり、文化庁の許可が下りない。長期計画の重点目標のひとつに博物館の建設を加えていただきたい。後者の項目については、近隣の自治体との連携を強化し、情報の整理、発信、活用など協働で実施する協力体制が重要と考える。

5. 全体所見

以上、「教育委員会の活動」、「教育委員会が管理・執行する事務」、並びに「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」について、それぞれの主な事業や取組に対する所見を述べてきた。最後に、全体を通して、特記しておきたい事項について若干申し述べる。

1. 第3次教育改革に向けて

平成29年度から第3次教育改革が開始される。それに向け教育委員会は、これまでの第1次(平成17~21年)~第2次(平成23~27年)教育改革の成果と課題について次年度までに十分に分析・整理するとともに、苧田町として特色ある、そして着実な「教育の町」の在り方を見極め、町民の理解を得つつ計画策定に取り組んでいただきたい。苧田町教育委員会の点検・評価及び外部評価は今回で7年目となる。基本事業にはそれぞれ複数の「目標」と、各「目標」ごとに「中項目」さらに「小項目」が設定されているが、ここ数年、ほとんど事業成果が同じ内容のところや未実施が散見されるので、第3次教育改革に向けて各「目標」ごとの「中項目」、「小項目」の設定見直しを実施していただきたい。今後も是非、機構改革によってつくられた利点を十分に生かしご努力願いたい。

2. 学校生活満足度調査(Q-U調査)について

年 2 回の Q・U 調査を生かした各学校で学級経営については、満足度の低い生徒の指導、研修等に生かされている。今後の継続と次年度につながる対応を、苧田町としての取組の着実な進展を期待する。

3. 伝統文化の保存・継承について

苧田町の伝統文化を保存・継承しつつ、質の高い芸術文化に触れる機会の充実を図り、文化財の保護・活用に努め、郷土を誇りに思う、心豊かなまちづくりを今後も進めていただきたい。